

小樽市オープン花壇活動要綱

令和 4年 4月 1日制 定

(目的)

第1条 この要綱は、市民の花や緑への関心及び公園、緑地等への親しみを生むために、公園、緑地等の花壇において花の選定、育苗、植付け、育成、除草、管理等（以下これらを「活動」という。）を行う緑化活動団体に対して報奨金を支払うことにより、公園、緑地等の修景向上の推進を図り、快適な都市環境を創出することを目的とする。

(対象公園、緑地等)

第2条 報奨金の支給の対象となる花壇（以下「オープン花壇」という。）は、入船公園、平磯公園、銭函中央公園、花園グリーンロード及び旧国鉄手宮線に設置された花壇とする。

(対象団体等)

第3条 オープン花壇での活動を行うことができる者は、緑化活動を行う自治会、町内会、ボランティア団体等の団体及び法人（以下「団体等」という。）とする。

2 市長は、オープン花壇での活動を希望する団体等をホームページ等で募集し、応募する団体等の数が3に達した時点で、その募集を終了するものとする。

(活動内容)

第4条 オープン花壇での活動内容は、花壇の下地作り、花の選定、苗育成、植付け、水やり、除草、清掃等とし、活動期間は、原則として4月から11月までとする。

(報奨金)

第5条 前条の活動に対する報奨金は、オープン花壇1か所につき3万円以内とし、予算で定める額の範囲内で支給する。

(申請及び通知)

第6条 オープン花壇での活動を希望する団体等（以下「申請者」という。）は、活動を希望する

オープン花壇（1団体につき1か所に限る。）を明記した小樽市オープン花壇活動申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 植栽箇所イメージ図面

(2) 年間計画書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、第3条第2項に規定する団体等の数を超える申請があるとき又は1か所に対して複数の申請があるときは、オープン花壇で活動する団体等を選定するものとする。

3 市長は、第1項の規定により申請があった申請者に対して、オープン花壇での活動を認めるときは小樽市オープン花壇活動承認通知書（様式第2号）により、オープン花壇での活動を認めないときは小樽市オープン花壇活動不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（報告）

第7条 オープン花壇で活動した団体等は、活動の終了時に小樽市オープン花壇活動実績報告書（様式第4号）に活動写真を添付して、市長に報告するものとする。

（報奨金の交付時期）

第8条 報奨金は、前条の規定による報告の内容の確認後に交付する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、オープン花壇の活動に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

小樽市オープン花壇活動申請書

年 月 日

（宛先）小樽市長

住 所

団体名

代表者

印

オープン花壇での活動を希望しますので、小樽市オープン花壇活動要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 活動を希望する場所 _____

2 添付書類 植栽箇所イメージ図面及び年間計画書

3 連絡先 氏名 _____

電 話 _____

メー ル _____

様式第2号（第6条関係）

小樽市オープン花壇活動承認通知書

年 月 日

様

小樽市長

印

年 月 日付けで申請のあったオープン花壇での活動について、次のとおり承認することを決定したので、小樽市オープン花壇活動要綱第6条第3項の規定により通知します。

1 活動を承認する年度	年度
2 活動の対象となるオープン花壇	
3 留意事項	

様式第3号（第6条関係）

小樽市オープン花壇活動不承認通知書

年 月 日

様

小樽市長

印

年 月 日付けで申請のあったオープン花壇での活動について、承認しないことを決定したので、小樽市オープン花壇活動要綱第6条第3項の規定により通知します。

（不承認とした理由）

様式第4号（第7条関係）

小樽市オープン花壇活動実績報告書

年 月 日

（宛先）小樽市長

住 所

団体名

代表者

印

今年度のオープン花壇での活動について、小樽市オープン花壇活動要綱第7条の規定により、活動内容写真を添えて報告します。

月 別	活 動 内 容	活 動 回 数	参加延人数

※ 欄が足りない場合は、別紙を添付してください。